

三重県スポーツ少年団創設50周年記念事業

功労者・優秀団等表彰要綱

1. 表彰の形式

公益財団法人三重県体育協会会長名、三重県スポーツ少年団本部長名により、永年功労者及び永年活動優秀団等に表彰状を授与する。

2. 表彰基準（三重県スポーツ少年団表彰規程準用）

- (1) スポーツ少年団の育成に功労が顕著であるもの
- (2) スポーツ少年団員及び指導者で、特に著しい成果をあげているもの
- (3) スポーツ少年団の運営が円滑であり、活発に活動し継続して成果を上げている団体

3. 表彰対象者

(1) 特別功労者

下記条件に該当するもの

- ① 20年以上にわたりスポーツ少年団の育成に携わり、スポーツ少年団の結成や組織の充実、発展に著しく貢献した者である。
- ② 市町スポーツ少年団正副本部長を歴任し、かつ三重県スポーツ少年団役員として県内スポーツ少年団活動に貢献したと認める者。

(2) 功労者

平成25年度スポーツ少年団登録指導者（役職員を含む）で、スポーツ少年団の育成に10年以上継続して活動している者。

(3) 優秀団

平成25年度スポーツ少年団登録団で、団結成以来10年以上にわたり継続して活動しており、他の団の模範となる単位スポーツ少年団。

4. 推薦方法

「4. 表彰対象者」の推薦について、所定様式にて取りまとめのうえ各市町スポーツ少年団本部長の推薦により三重県スポーツ少年団に提出する。

- (1) 功労者及び優秀団に該当する登録指導者および単位スポーツ少年団は推薦書（様式2・3）に記載のうえ各所属市町スポーツ少年団へ申請すること。
- (2) 市町スポーツ少年団は、この申告を受け、表彰基準により認証し、所定様式（様式1～3）に取りまとめ下記へ推薦する。また、登録指導者のうち、表彰対象となる市町スポーツ少年団の役職員についても、同様式に取りまとめ推薦すること。

<提出先>

〒510-0263 鈴鹿市御園町 1669

公益財団法人 三重県体育協会内 三重県スポーツ少年団事務局 宛

Tel : 059-372-3880 Fax : 059-372-3881

<提出期日> 平成25年7月29日（厳守）

5. 表彰決定および通知

各市町スポーツ少年団からの推薦を受け、三重県スポーツ少年団正副本部長会議において被表彰者及び被表彰団を決定し、各市町スポーツ少年団に対し通知する。

6. 表彰状の授与

特別功労者の表彰状については、三重県スポーツ少年団創設50周年記念式典で授与する。

功労者・優秀団の表彰については、代表指導者および団のみ三重県スポーツ少年団創設50周年記念式典で授与することとし、各市町スポーツ少年団事業の中で授与する。

7. その他

- (1) 三重県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団顕彰事業において、既に表彰された指導者であっても、本事業の表彰基準に該当する者は特別功労者表彰として感謝状授与対象とする。
- (2) 三重県スポーツ少年団及び日本スポーツ少年団創設周年記念表彰の際、表彰された指導者・団についても、本事業での授与対象とする。
- (3) 平成25年度における10年以上の継続活動の基準としては、平成16年度以前よりスポーツ少年団育成に従事している指導者・役職員、及び結成し継続登録して活動している単位団が対象とする。

※本事業によって取得する個人情報については、記念事業運営並びに進行上必要な事項及び必要な諸連絡に利用することとし、公益財団法人三重県体育協会が保管することとする。